

# 法曹養成制度改革の推進について〈進捗状況〉

## → 見通し

平成26年3月27日

2年

項目	担当	事項	期限	進捗状況(平成25年末まで)	見通し											
					平成26年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 平成27年 1 2 3 4 5 6 7											
法曹有資格者の活動領域の在り方	法務省/推進室	有識者会議を設け、更に活動領域を拡大(試行等)		有識者会議・分科会を設けて試行策を検討中。 <b>一部試行開始。</b>	「有識者会議」の下、3つの分科会で試行開始 → 各施策(新規のものを含む。)のフォローアップ(随時、顧問会議に報告) → 試行結果等の分析・取りまとめ → 顧問会議報告											
今後の法曹人口の在り方	推進室	必要な調査(実施・結果公表)	2年以内	研究者と共に調査する体制を作り、調査デザインを検討中。	調査デザイン検討 → データ収集(既存データの分析) → 総合データ分析 → 取りまとめ → 顧問会議検討											
法曹養成課程における経済的支援	(最高裁)	移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和(実施)	速やかに	いずれも67期(平成25年11月修習開始)から実施(入寮は66期から一部実施)。												
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策(検討・結論)	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)を公表。中教審WGにおいて抜本的組織見直し促進につき経過報告。更に検討中。	各法科大学院における入学定員見直し、連合・連携、改組転換 → 補助金増減の審査 → 各法科大学院で平成28年度以降の組織見直し検討 → 順次、組織見直し											
	推進室	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策(検討・結論)	[結論] 1年以内	派遣見直し基準案を策定。(第3回顧問会議(25.11.12)で基準案提示)	中教審取りまとめ → 認証評価の抜本的見直し → 方針公表 → フォローアップ → 実施/実施を期待											
	法務省/(最高裁)	上記の実施 / (上記の実施を期待)	[実施] 2年以内													
	推進室	法的措置の具体的な制度の在り方(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。(第4回顧問会議(25.12.9)で基本的方向性提示)	公的支援見直し強化策等の実施状況をフォローアップしつつ、具体的措置の在り方の検討 → 結論											
	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援(検討・結論)	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)により、先導的な取組の支援を決定。	各法科大学院における先導的な取組の検討 → 補助金増減の審査 → 各法科大学院で平成28年度以降の先導的な取組の検討 → 先導的な取組の推進											
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)「共通到達度確認試験(仮称)」の導入(基本設計・実施を検討)	2年以内	中教審WGにおいて経過報告を取りまとめ。更に検討中。	中教審取りまとめ → 試行的実施を図りつつ、詳細を検討 → 本格実施に向けた検証の実施											
	推進室	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」(司法試験との関係:制度設計・実施の検討) 文科省:その後実施準備→(5年以内に試行開始目標)	2年以内		文科省の検討状況を見つつ、司法試験短答式試験の免除を想定して、その制度設計等											
	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みの導入(検討・実施準備)	1年以内	中教審WGにおいて経過報告を取りまとめ。更に検討中。	中教審取りまとめ → 順次、検討・実施準備 → 順次、実施											
	司法試験	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回)・短答式試験科目を3科目に限定(司法試験法改正作業)	1年以内	立案作業中(平成26年常会に提出予定)。	立案作業 → 法案提出										
推進室		論文式の試験科目の削減(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。	選択科目廃止案を検討 → 結論(必要に応じて推進会議開催) ※ 平成26年常会への提出は見送り。											
推進室		予備試験の在り方(検討・結論)	2年以内	顧問会議に諮りつつ検討中。	科目を含め、在り方を検討 → 結論(必要に応じて推進会議開催) ※ 科目変更についての平成26年常会への提出は見送り。											
(法務省司法試験委員会)		司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方(検討体制整備)	2年以内	幹事を選んで検討することを決定。	平成27年司法試験に向けた検討 → 結論 → 更なる検討の継続											
司法修習	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育・選択型実務修習等、司法修習内容の更なる充実(検討)	2年以内	導入的集合修習の具体的な方策及び実施の時期について検討。	導入的集合修習の具体的な方策について検討 ※ 今後、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で、必要があれば、司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討(現時点で特定の方向性を予断するものではない。)											
	推進室	司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方(検討)	2年以内	導入的集合修習創設に向けて協議。(第4回顧問会議(25.12.9)で導入的集合修習創設の方向性を報告)	導入的集合修習創設に向けて協議 → 今後の推進会議で報告											

推進会議報告(これまでの状況)・決定(活動領域等の今後の方針)  
官邸・与党の了解

顧問会議(随時開催)

法曹養成制度の在り方